

(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入のお知らせ

小金井市では、市立小・中学校に在籍する児童・生徒の学校管理下の災害による負傷等があった場合、災害共済給付金が受けられるよう(独)日本スポーツ振興センターと契約を結んでいます。主な給付内容等は、下記のとおりです。

なお、共済掛金については、全額を市で負担しています。

記

学 校 管 理 下 の 範 囲	災 害 共 済 給 付 の 内 容
<ol style="list-style-type: none"> 1 教育課程に基づく授業を受けている場合（各教科、運動会、遠足、修学旅行など） 2 教育計画に基づく課外指導を受けている場合（部活動など） 3 休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づき学校にいる場合 4 通常の経路及び方法により通学する場合（登下校中） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療費 保険診療による総医療費の4割（健康保険診療の自己負担3割+療養に伴って要した費用としての1割）が給付されます。 ※ 一つの災害につき、初診から治癒までの総医療費が500点（5,000円）未満の場合や保険適用外の医療費は対象外となります。 ※ 同一の負傷・疾病に関する支給期間は、初診日から最長10年間です。 ※ 同一世帯で同一月に学校管理下の災害で70,000円（7,000点）以上の療養があった場合は、住民税の課税状況等により給付金額が異なります。 2 障害見舞金 後遺障害が残った場合、障害の程度によって給付されます。 3 死亡見舞金 災害により死亡した場合や管理下で発症した疾病が直接の原因で死亡した場合に給付されます。 ★ ご不明な点は、学校または市教育委員会学務課（042-387-9874）へお問い合わせください。
<p>【請求手続等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 養護教諭等から必要書類を受け取り、医療機関等へ記入を依頼してください。 2 医療機関等から書類を受け取り次第、早急に学校へ提出するようお願いいたします。 3 給付金は、学校を経由して支払われます。 <p>※ 支払予定日については、学校へ直接お問い合わせください。また銀行事情により、支払の際に振込手数料がかかりますが、自己負担となりますのでご了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 初診から治癒までの保険診療による総医療費が500点（5000円）以上の場合は、「<u>㊤医療証（義務教育就学児医療費助成制度）</u>及び<u>㊤医療証（ひとり親家庭医療費助成制度）</u>」は使わずに受診していただくようお願いいたします（災害共済給付契約が優先となります）。 5 医療費等の給付決定に対して不服等がある場合、その事実を知った日から60日以内であれば、(独)日本スポーツ振興センターへ不服審査請求ができます。詳しくは学校、または市教育委員会学務課（042-387-9874）へお問合せください。 	

